

事務連絡
令和6年5月15日

各省各庁担当課長 殿

財務省理財局
国有財産調整課長 梅野 雄一郎
総務省総合通信基盤局電気通信事業部
事業政策課長 飯村 博之

国の庁舎等における国の事務事業の遂行のために整備する
屋内用通信基地局の取扱いについて

標記の件について、国の庁舎等において、専ら国の事務、事業の遂行のために整備する屋内用通信基地局については、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に規定される行政財産の使用又は収益には当たらないことについて、規制改革推進会議 第4回スタートアップ・投資ワーキング・グループ（令和6年2月20日）にて改めて周知することを求められたことから、下記のとおり周知いたします。

記

1. 行政財産の使用又は収益に当たらない場合

国の庁舎等において、専ら国の事務、事業の遂行のために整備する屋内用通信基地局の整備を行う場合。

公用端末の通信の用に供する場合のほか、職員及び来庁者が国の事務、事業の遂行のために行う通信の用に供する場合も含むものと考えられる。

<留意点>

屋外用通信基地局の整備等、専ら国の事務、事業の遂行のために整備するといえない通信基地局の整備については、行政財産の使用又は収益に当たる。

以上